

情第104号事件

第1 審査会の結論

実施機関が行った令和2年3月13日付け公文書部分開示決定により非開示とした部分中、本件審査請求の対象である締結担当者の氏名（ＪＲ東海分）は、開示すべきである。

第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、令和元年11月1日実施機関に対し、下記文書の開示請求を行った。

記

橋上駅舎の工事にあたって鉄道事業者と結んでいる施工協定書

2 第1次公文書部分開示決定

実施機関は、協定の締結者であるＪＲ東海と近鉄に対し、上記公文書の開示についての意見照会を行った上、令和元年12月13日付けで公文書部分開示決定を行い、以下の部分が非開示とされた。

- ① 締結担当者の役職名
- ② 締結担当者の氏名
- ③ 締結担当者の印影
- ④ 締結者の社印の印影
- ⑤ 協定金額の各種内訳金額（ＪＲ東海分のみ）
- ⑥ 駅舎内のレイアウト
- ⑦ 電気関係設備の位置等がわかる部分

3 第2次公文書部分開示決定

上記第1次公文書部分開示決定に対し、審査請求人は令和2年3月12日付けで、

- ①、②、④に関する部分を取り消すべきとの審査請求を提出した。

実施機関は、この審査請求および103号事件の答申を受けて、令和2年3月13日付けで、以下の部分について、部分開示決定を行った。

- ① 締結担当者の役職名
- ② 締結担当者の氏名（近鉄分）
- ④ 締結者の社印の印影

4 本件審査請求

審査請求人は、第2次公文書部分開示決定を受けて、令和2年4月10日、上記令和

2年3月12日付け審査請求を取り下げたが、令和2年5月28日付けで本件審査請求を行った。

審査請求の趣旨および理由、実施機関の弁明は以下の通りである。

(1) 趣旨

締結担当者の氏名（ＪＲ東海分）は開示されるべきである。

(2) 理由

協定書の締結担当者は、締結者であるＪＲ東海から協定締結の権限を委任されたＪＲ東海の代表者であり、プライバシー保護の対象にはならない。

(3) 実施機関の弁明の要旨

協定書のＪＲ東海の締結担当者は、法人の代表者ではなく、建設工事部長である。そのため、桑名市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条2号ただし書きアの「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」には該当せず、一般に周知されておらず、誰でも容易に知り得るものではない。よって、条例第7条第2号「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」に該当し、また、ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しない。よって、非開示は是認されるべきである。

第3 審査会の判断

- 1 本件審査請求の第1の論点は、ＪＲ東海の代表取締役ではない建設工事部長の氏名が、条例第7条2号の個人情報に該当するか、それとも、同条第3号の「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（以下「法人等情報」という。）に該当するか、である。

上記の点について、法人等の代表者やこれに準ずる者が当該法人等の職務として行う行為やその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報は、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であり、「法人等情報」に該当するとされる（平成15年11月11日最高裁第三小法廷判決）。

本件について、ＪＲ東海建設工事部長がなした協定締結行為は、同建設工事部長が法人等の代表者に準ずる者として、もしくは仮に代表者に準ずる者といえなくとも、ＪＲ東海代表取締役から授権された権限に基づいてＪＲ東海のために行った行為であり、その行為の効果がＪＲ東海に帰属するものであるから、ＪＲ東海建設工事部長の氏名は、「法人等情報」に該当する。

- 2 第2の論点は、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがあるかであるが、ＪＲ東海では、ホームページで建設工事部長の氏名を公表しているので、何人も容易に知りうる情報である。よって、建設工事部長の氏名が公表されてもＪＲ東海の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。
- 3 以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年6月25日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
6月29日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
7月10日	・審査請求人から意見書及び審査会出席申請書受理
令和2年7月29日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
8月18日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁護士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学教授
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁護士
委 員	藤 本 直 記	税理士